

人材紹介契約書

●●●●（以下、甲と言う）と株式会社フェイスフル（以下、乙と言う）とは、甲が採用する人材の紹介に関し、次の通り契約を締結する。

（目的）

第1条 甲は、乙に対し、甲の必要とする人材にかかる紹介を依頼し、乙はこの依頼に応じて必要な人材を紹介する。

（労働条件の明示）

第2条 甲は、前条の紹介を依頼するに当たり、その依頼する人材に係る労働条件（職業安定法第5条の3第項に定める事項を含む）を乙に書面により明示する。ただし、乙が希望する場合は、これを電子メールにより明示することができる。

（人材の紹介）

第3条 乙は、前条の労働条件及び甲が当該労働条件として明示した職務要件（以下、求人条件と言う）に基づき、甲の要望に合致すると認められる人材が得られた場合、当該人材に前条の労働条件を書面により明示し、相談支援を実施した上で甲に紹介する。但し、当該人材が希望する場合は、これを電子メールにより明示することができる。

（選考・採用）

第4条 甲は、乙が前条により紹介した人材について、自ら選考の上、適当と認めた場合には、あらかじめ乙に示した求人条件等に基づき採用を決定する。この場合、乙は甲に必要な助言を行なう等、選考・採用が円滑に行なわれるよう支援を行なう。

（労働条件明示書の交付）

第5条 甲は、前条により採用を決定した人材（以下、丙という）と雇用契約を締結するに当たっては、あらためて別紙の労働条件明示書を、丙に明示・交付するものとする。

（紹介手数料）

第6条 甲は、丙が甲に入社するに至った場合、人材紹介に係る手数料を、次条により 通知を受けた乙の取引先銀行口座に振り込むことにより乙に支払う。

（紹介手数料に係る請求書等）

第7条 乙は、前条に基づき、甲に対して紹介手数料に係る請求書を交付するとともに、乙の指定する振込先銀行口座を甲に通知する。

（短期退職時の手数料の取扱い）

第8条 この契約に基づき甲が採用した丙が、自己の意思により、又は就業規則違反等の丙の責に帰すべき事由により、短期退職した場合には、乙は、甲から支払われた紹介手数料について、次の金額を甲に払い戻すこととする。

採用日より1カ月未満で退職した場合	紹介手数料の80%
採用日より3カ月未満で退職した場合	紹介手数料の50%

2 丙が、専ら甲の都合により短期退職をすることとなった場合には、紹介手数料の返戻は、行なわないものとする。

（個人情報保護及び秘密保持）

第9条

甲及び乙は、本契約の遂行に関して得られた甲に関する情報及び乙が紹介した人材（採用に至らなかった者

を含む)の個人情報を漏洩させないように、万全の措置を講ずるとともに、これらの情報を正当な理由なく第三者に提供すること及び目的外使用をすることを禁止する。

2 甲は、乙の紹介した人材を採用しないことを決定したときは、乙から開示又は提供を受けた当該人材の個人情報を、複製物を含め、直ちに乙に返還又は乙の求めに応じ廃棄をしなければならない。

(有効期間)

第 10 条 この契約の有効期間は ●●年●月●日から ●●年●月●日までとする。ただし、有効期間満了の 1 ヶ月前までに甲・乙のいずれからも特段の申し入れがないときは、さらに 1 年間同条件で更新するものとする。

(信義則)

第 11 条 この契約に定めのない事項、及び疑義が生じた事項については、甲乙誠意をもって協議し、決定する。
この契約締結の証として、本契約書二通を作成し、甲乙各一通を保管する。

平成 年 月 日

甲

乙